

地域商業団体応援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する地域商業団体応援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び地域商業団体応援事業実施要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業及び経費の内容、補助率及び交付の相手方は、次表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金等の名称	補助金等の交付の目的	対象経費	補助率	補助限度額	交付の相手方
地域商業団体応援事業費補助金	地域商工団体等が取り組む、新規顧客獲得・販路拡大、次世代事業者育成等に資する事業計画に助成することにより、地域商業を活性化させるとともに本県全域におけるサービス産業の生産性向上の促進を図ることを目的とする。	別表のとおり	10/10以内	50万円	栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会、栃木県商店街振興組合連合会から推薦された団体並びに地域の中小事業者等が組織する任意の商業団体

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
地域商業団体応援事業費補助金交付申請書	様式第1号	1	1 補助事業計画書 2 事業経費等概要書 3 その他知事が必要と認める書類	様式第2号 様式第3号	1	知事が別に定める期日

2 前記の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の額(第5条の軽微な変更を除く。)又は内容の変更をする場合においては、あらかじめ様式第4による申請書を知事に提出し承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式第5による申請書を知事に提出し承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 補助金を他の用途に使用し、又は交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

この場合においては、すでに補助金が交付されているときは、その返還をすること。

- (5) 補助事業者は実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

(軽微な変更)

第5条 第4条第1号における軽微な変更とは、補助事業に要する経費の20%以内の金額を増減する変更とする。

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
地域商業団体事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書	様式第7号	1	—	—	—	9月30日現在の実施状況を10月20日までに提出

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
地域商業団体応援事業費補助金に係る補助事業実績報告書	様式第8号	1	1 事業実績書 2 収支決算書	様式第9号 様式第10号	1	知事が別に定める期日

(補助金の請求)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
地域商業団体応援事業費補助金交付請求書	様式第11号	1	1 交付決定通知書の写 2 確定通知書の写	—	1	知事が別に定める期日

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理)

第10条 補助事業に係る経理については収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から実施する。
- 2 この要領は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表 地域商業団体応援事業費補助金交付対象経費

区分	経費区分
1 謝金	報償費
2 旅費	旅費
3 庁費	(1) 会議費
	(2) 会場借料
	(3) 原稿費
	(4) 印刷製本費
	(5) 通信運搬費
	(6) 資料購入費
	(7) 借料・損料
	(8) 消耗品費
	(9) 雑役務費
	(10) 広告宣伝費
4 委託費	委託費
5 その他の経費	その他の経費